

○防衛省告示第二百十四号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、追加提供及び新規提供が平成二十年十一月五日次のとおり決定された。

平成二十年十一月六日

防衛大臣 浜田 靖一

陸上施設

◎一部返還

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三二八七	百里飛行場	小美玉市	国有	建物…約四〇平方メートル 平成二十年九月二十五日
六〇一七	ギンバル訓練場	沖縄県国頭郡金武町	民有	土地…約一一〇平方メートル 平成二十年九月三十日

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三一八九	朝霞駐屯地	朝霞市、和光市、新座市	国有	土地・約二九〇平方メートル
			国有	建物・約二、八〇〇平方メートル

訓練施設等として追加提供する。

陸上自衛隊朝霞駐屯地の施設の一部を、

地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設

及び区域として提供する。この場合にお

いて、合衆国軍隊がこの施設を使用して

いる期間中は、地位協定の関連ある条項

が適用される。

◎新規提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
------	-----	------	------	----

五二二七 鹿屋飛行場

鹿屋市

国有

土地…約二四、〇〇〇平方メートル

国有

建物…約一七、〇〇〇平方メートル

国有

工作物…滑走路等

訓練施設等として新規提供する。

海上自衛隊鹿屋航空基地の施設の一部を、

地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設

及び区域として提供する。この場合にお

いて、合衆国軍隊がこの施設を使用して

いる期間中は、地位協定の関連ある条項

が適用される。